

標柱七号から二八七度一分四九秒

〇一六メートルの地点

標柱八号から二五七度四分二秒

二・三六九メートルの地点

標柱九号から三二四度四分四秒

一・六九八メートルの地点

標柱十号から三〇三度四分三六秒

一三・六三八メートルの地点

標柱十一号から三四四度五十一〇秒

三・五四〇メートルの地点

口 新潟県新発田市滝谷字柳沢地内二級基準点

二〇三を基準点とし、次に掲げる土地に存す

の標柱十三号から十七号までを順次結んだ線

及び標柱十三号と十七号を平成三十年国土交

通省告示第千三百七十七号で指定した土地の

境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区

域

基準点から三二八度三七分六秒

一三三・四五二メートルの地点

標柱十三号から三二二度〇分一四秒

一一・七三三メートルの地点

標柱十四号から三三九度一〇分二八秒

六・〇九五メートルの地点

標柱十五号から五二四度一分二秒

四・四九五メートルの地点

標柱十六号から五七五度五分五四秒

七・四三八メートルの地点

〇国土交通省告示第千五百四十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運

輸省令第四十四号）第三十八條第二項の規定に基

づく適性診断を令和三年十二月九日に認定したの

で、同規則第四十一條の十一の規定に基づき、次

のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 名称

有限会社小林物流

二 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市滑川字十貫内二番地一

三 適性診断の種類

特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢

診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用

自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指

〇国土交通省告示第千五百四十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運

輸省令第二十二号）第十八條第三項、第二十三條

第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第一

項の運行の管理に関する講習の種類等を定め

る告示（平成二十四年国土交通省告示第千四

百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講

習をいう。以下同じ。）

安全規則第二十四條第一項の規定による講習

一 名称

有限会社小林物流

二 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市滑川字十貫内二番地一

三 適性診断の種類

特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢

診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用

自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指

針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六

号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、

初任診断及び適齢診断をいう。）

〇国土交通省告示第千五百四十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運

輸省令第二十二号）第十八條第三項、第二十三條

第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二

項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習を令

和三年十二月九日に認定したので、同規則第十八

條第四項において準用する第二十二條の十一第一

号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第十八條第三項の規定による

講習

1 名称

サントリーロジスティクス株式会社

2 主たる事務所の所在地

大阪府北区堂島浜二丁目二番二十八号

3 講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規

則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二

十四條第一項及び第三十一條第二項の運行の

管理に関する講習の種類等を定める告示（平

成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）

の講習を令和三年十二月九日に認定したので、同

規則第十八條第四項において準用する第十二條の

十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三條第一項の規定によ

る講習

1 名称

南九州交通共済協同組合

2 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市東区山ノ内一丁目四番二十号

3 講習の種類

一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規

則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二

十四條第一項及び第三十一條第二項の運行の

管理に関する講習の種類等を定める告示（平

成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）

の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以

下同じ。）

安全規則第二十四條第一項の規定による講習

1 名称

南九州交通共済協同組合

2 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市東区山ノ内一丁目四番二十号

3 講習の種類

一般講習

〇国土交通省告示第千五百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九

号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の

縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

路線名

供 用 開 始 の 区 間

供 用 開 始 の 期 日

東海北陸自動車 高山市荘川町六丁目六番五から同市荘川町六

車道 既字岩倉六五九番五まで

〇国土交通省告示第千五百五十一号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三條第一項及び第三項の

規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するの

で、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第

六十四号）第一條第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

名称

大和川特定都市河川流域

区域

奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、

葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、

磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡

王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町及び吉野郡大淀町のうち、次の図面の赤色枠で囲ま

れた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 大和川特定都市河川

名称	区		間
	上流端	下流端	
大和川	桜井市大字小夫地先の県道笛吹橋	奈良県北葛城郡王寺町藤井地先	
佐保川	左岸 奈良市中ノ川町字石出二二七番地先 右岸 奈良市中ノ川町字クレ橋八二五番地先	大和川への合流点	
竜田川	左岸 生駒市俵口町一八三番地先 右岸 生駒市俵口町一八二番地先	大和川への合流点	
富雄川	左岸 生駒市高山町字滝ノ口四九五八番地先 右岸 生駒市高山町字庄田四六〇六番地先	大和川への合流点	
岩井川	奈良市紀寺町字中谷一一九番一地先県道六度橋	佐保川への合流点	
秋篠川	左岸 奈良市中山町西一丁目七五五番の一地先 右岸 奈良市学園朝日元町二丁目六八八番の一地先	佐保川への合流点	
地藏院川	奈良市藤原町字十一番二地先	佐保川への合流点	
高瀬川	左岸 奈良市米谷町ゴダ二一五八四番の一地先 右岸 奈良市米谷町ダイド一四六八番の二地先	佐保川への合流点	
能登川	奈良市高畑町字市の井一五〇一番の二地先の市道橋	岩井川への合流点	
布留川	左岸 天理市菅原町字下代川向二〇一四番地先 右岸 天理市菅原町字下代一九四一番地先	大和川への合流点	
寺川	桜井市大字鹿路字辻本一四六番地先の県道辻本橋	大和川への合流点	
飛鳥川	高市郡明日香村大字栢森字ウエダ一七七番地先の村道栢森橋	大和川への合流点	
米川	左岸 桜井市大字高家字ナカデ一一三六番地先 右岸 桜井市大字高家字ナカデ一〇四八番地先	寺川への合流点	
曾我川	左岸 御所市大字重阪字内谷六四三番の一地先 右岸 御所市大字重阪字内谷六三九番地先	大和川への合流点	
葛下川	左岸 葛城市大字南今市字ナツメハラ一七四番の一 地先 右岸 葛城市大字南今市字五反田五〇四番の二地先	大和川への合流点	
葛城川	左岸 御所市大字鴨神字前ブケ四二九番地先 右岸 御所市大字鴨神字上野一五八九番地先	曾我川への合流点	
高田川	左岸 葛城市大字南藤井字西の京三三三番地先 右岸 葛城市大字山田字ヨツガ一四三番地先	曾我川への合流点	
高取川	左岸 高市郡高取町大字下子島字マトカ二九番の一 地先 右岸 高市郡高取町大字上子島字マトバ二番の六地先	曾我川への合流点	

○防衛省告示第百六十五号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年十二月二十四日
防衛大臣 岸 信夫

期間 令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。
ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域 日高沖海面の次の(ア)から(イ)までの六点を順次結んだ線及び(ロ)の点と(ハ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

- (ア) 北緯四一度四三分〇九秒 東経一四二度五九分四六秒
- (イ) 北緯四一度二一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ロ) 北緯四一度二一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ハ) 北緯四一度二一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ニ) 北緯四一度四五分三九秒 東経一四二度五九分一七秒
- (ホ) 北緯四一度二七分一〇秒 東経一四二度四二分四六秒
- (ヘ) 北緯四一度四四分〇九秒 東経一四二度五七分四六秒
- (コ) 北緯四一度二五七分四六秒 東経一四二度五七分四六秒

実施機 航空機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年十二月二十四日
防衛大臣 岸 信夫

期間 令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。
ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域 日高沖南方海面の次の(ア)から(イ)までの八点を順次結んだ線及び(ロ)の点と(ハ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

- (ア) 北緯四一度二五分九分四六秒 東経一四三度二六分二六秒
- (イ) 北緯四一度四四分四六秒 東経一四三度二六分二六秒
- (ロ) 北緯四一度三三分一〇秒 東経一四三度二九分四六秒
- (ハ) 北緯四一度一一分一〇秒 東経一四三度一九分四六秒
- (ニ) 北緯四一度一一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ホ) 北緯四一度一一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ヘ) 北緯四一度二一分一〇秒 東経一四二度四七分四七秒
- (コ) 北緯四一度二一分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒

実施機 航空機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十七号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年十二月二十四日
防衛大臣 岸 信夫

期間 令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。
ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域 日高沖南方海面の次の(ア)から(イ)までの八点を順次結んだ線及び(ロ)の点と(ハ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間